

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

A

設問1 (現は建造物たる)

1. 甲は、A社本社にガリリンを撒き、ライターで火をつけ「放火」(刑法(以下略)109条1項)し、社屋の一部を「焼損」した。上記行為につき故意も欠けることがない。よって当該行為に現は建造物放火罪が成立する。構成要件が該当する。

2. もつと、当該行為時、甲は極度の意識障害に基づき責任能力が状態であったことから、甲は「心神喪失者」(39条1項)であったとされる。

しかしながら、甲が社屋を放火することを認識しつつ社屋にガリリンを撒き、ライターで火をつける(以下「結果行為」)前に、甲は社屋を放火することを認識しつつ覚せい剤を注射し、~~意識障害~~(以下「原因行為」)、原因行為時には責任能力が状態ではなかった。そこで、かゝる甲には39条1項の適用が排除されるとはいえない。

~~原因行為と責任の同時存在の原則の例外~~

3. (1)の立場

(1) 原因において自由な行為の理論を行為と責任の同時存在の原則の例外として位置づけ、^①原因行為時に結果行為に対する故意があり、^②結果行為まで意思が連続しているといえる場合は、行為者に非難可能性が認められると解する。

(2) 本件において、甲は原因行為時に社屋を放火することを認識し、社屋を放火することを認識しており、結果行為に対する故意が認められる(①)。

よって、その後ガリリンを撒く前に、甲は、乙を悪魔に召喚しているものの、やはりA社を焼くことにしようとしていた。

構成要件について簡潔に指摘できており、よい。

心神喪失者でありこれによる効果(責任がなく犯罪が成立しない)で書けることの良いで、「要件+効果」と指摘している。

規範は正しく書いており、そのような規範で判断されているのが、論拠と書けることの良いで。

規範に述べた点でいいができており、とても良いです。

1 ページ

裏面へ

「よい」と考え、乙を無視して結果行為を行っている
ことから、結果行為を行う意思は連続していたといえ
る(②)。

(3) よって、原因において自由は行為の理論が適用され、
39条1項は適用されない。

4. (2)の立場

(1) かかる理論を、行為と責任の同時存在の原則の例
外とはせず、~~1) 結果行為時~~の行為者を道義的に
間接正犯類似の関係とし、結果行為時の責任を
認める考え方であると捉える。よって、①結果行為時の
行為者が責任無能力者であり、②原因行為時の行為者
が自己を道義的に用いること、及び原因行為により責任無能
力に陥ることに對する故意があれば、かかる理論が
適用されると解する。

規範はOKで、
論拠も示しなさい。

九しかり
→ 明らかなので、
どういふ場合でも事実を
示してあげてはいいから。

(2) 本件において①は明らかに認められる。もっとも、甲
は原因行為に加えて自己が能証にしている統合失調症を
用いて責任無能力者となつておらず、甲は統合失調
症を認識しておらず、覚せい剤を用いて意識障害
を生じさせたことと今までのとおり。ゆえに甲には原因行
為によって責任無能力に陥ることに對する故意がなかつた
といえる(②不充足)。

(3) よってかかる理論に適用せず、39条1項は適用さ
れる。

設問2

1. 乙は甲が、甲が社屋に放火するつもりであること
を認識しつつ、乙の甲が社屋を立ち去った行為に、現住
建造物放火罪が成立しうるか。

不作為犯、梅梅OKで、
要件

(1) この点、行為による犯罪を不作為で実現したとい
えるには行為と同価値であるといえる必要があり、具体
的には①行為義務、②行為可能性、容許性を

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

を要する。

本件において、乙はA社の警備員であり、事故等が発生すれば防火を中止することと業務内容として契約を締結していた。またA社には乙と甲以外誰もいなかったため排他的支配を認められる。(10)

もっとも、甲と乙の性格差、及び精神異常を甲が抱えている様子から、甲の行為を止めることは容易であったとはいえない(10不充足)。

また、自然災害を原因とする場合であっても火災防止義務があるが、~~防火を中止する義務が認められるとしても~~、結果防止が確実であるとしない限りは正犯は成立しない。

→因果関係についての記述が必要と明記しよう。

主張のありと検討が必要と明記した。

(講評)

・答案作成おつかい様でした。

・設問1については良く書いていました。原因において自由な行為について適切な論述ができていたと思います。規範を示すことはなぜそのような規範を用いるべきなのか、理由(論拠)を示してください。

・設問2はよく復習しておいてください。設問が「主張の当否に必ず言及すること」と要求している以上、配点は大きいものと考えてください。また、本件では正犯は否定されるものだと思いますが、そのこと、従犯(幫助)の可能性なども、注意深く検討してください。

・基本的な知識や答案作成能力はあるものだと思いますので、今後とも頑張ってください。(10)

3 ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。